

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	道路事業（道路改良事業）				
地区名	一般国道 301 号（額田拡幅）				
事業箇所	岡崎市切山町地内				
事業のあらまし	<p>一般国道 301 号は静岡県浜松市を起点とし、新城市を経て豊田市に至る幹線道路である。この内、当該区間は幅員狭小で線形不良のため、大型車のすれ違いが困難であり、交通に支障をきたしていることから、円滑な交通の確保に向けた幅員拡幅が必要となっている。</p> <p>東海環状自動車道豊田松平 IC へのアクセス向上を図ると共に、本路線は緊急輸送道路に指定されており、防災面での機能強化にも寄与するとして、早期の完成供用が期待されており、現道の拡幅整備を進めている。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>②地震減災対策の推進（第二次緊急輸送道路の機能強化）</p> <p>⑥モノづくりを支え、国際競争力を高める広域交通基盤の整備（豊田松平 IC へのアクセス強化）</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>				
計画変更の推移		事業採択時	再評価時	変動要因の分析	
	事業期間	H15 年度～H29 年度	H15 年度～H31 年度	用地取得難航	
	事業費（億円）	9.1	9.9	事業費精査	
	経費内訳	工事費	7.6	8.4	
		用補費	0.6	0.6	
		その他	0.9	0.9	
事業内容	現道拡幅 L=0.9km W=11m	現道拡幅 L=0.9km W=11m			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事業採択時の状況】</p> <p>幅員狭小で線形不良のため大型車のすれ違いが困難であり、交通に支障をきたしている。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>豊田松平 IC 開設（平成 17 年）</p> <p>事業採択時に比べ、交通量に大きな変化なし</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>特に大きな変動要因はない。</p>			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>		
		【理由】	事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がないため。		

②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】																		
			H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
	工種 区分	調査・設計	←		→				←	→					←	→				
		用地補償	←		→		←	→	←	→	←	→			←	→				
		道路築造 工事		←		→			←										←	→
	事業費 (億円)	計画	2.9			4.6			1.4			1.0								
		実績	2.9			4.6														
		【進捗率】																		
			これまでの計画に対する達成状況			全体進捗状況														
			計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷①】	計画 【③】	進捗率(%) 【②÷③】													
	延長(km)	年次毎の事業計画は定めていない	0.3	年次毎の事業計画は定めていない	0.9	33.3%														
	事業費(億円)	ため記載なし	7.5	ため記載なし	9.9	75.8%														
	工事費		6.6		8.4	78.6%														
	用補費		0.3		0.6	50.0%														
	その他		0.6		0.9	34.7%														
	【施工済みの内容】 平成20年11月に一部区間L=310m供用開始																			
2) 未着手又は長期化の理由	事業区域内の共有地では、地権者数が多く、一部用地取得が難航している。																			
3) 今後の事業進捗の見込み	【阻害要因】 用地取得の難航 【今後の見込み】 一部区間では工事に着手しており、引き続き用地取得を進め、平成31年度の事業完了を目指す。																			
判定	B	A： 事業は順調であり、計画通り確実な完成が見込まれる。 B： 多少の阻害要因があるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 C： 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。																		
		【理由】 事業区域内の用地買収が一部難航するなど、事業進捗上の阻害要因もあったが、用地取得状況は着実に進展しており、一定の期間等を要すれば、事業の完成が見込まれるため。																		
III 対応方針																				
継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。																			
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																				
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 整備による交通の変化。視距確保、歩道設置による走行性、安全性の向上状況。																				